（様式２１）

赤字の記載については提出時には削除すること

平成２８年(2016年)　　月　　日

箕面市証明書コンビニエンスストア交付システム構築業務委託

特定事項提案書

入札者名

※　本書の作成に当たっては、具体的かつ簡潔明瞭に記載すること。ただし、適宜、図・表等を挿入しても差し支えない。また、「別紙のとおり」として別に提案書を添付しても差し支えない。

１　機器構成

※　以下の点に留意して記載すること。

・本市にとって契約時から５年以上（端末機は６年以上）は最適稼働し、使用できる機器構成について

・現行稼働している機器のうち、使用し続ける機器が問題なく稼働する機器構成について

・運用管理が容易であるとともに、システムの安定稼働を可能とする機器構成について

・運用管理が容易であるとともに、システムの安定稼働を可能とするネットワーク構成（データセンターの接続回線を含む）について

２　ソフトウェア構成

　※　以下の点に留意して記載すること。

・１０年間サポートが受けられるパッケージシステムについて

（サポート期間内にバージョンアップしてもソフトウェアについて別途費用がかからないものであること。）

（期間内に機器を更新した場合にも、パッケージソフトウェアに関する費用が発生しないこと更新した機器での動作が保証されるものであること。）

・現行稼働している機器のうち、使用し続ける機器が問題なく稼働するソフトウェア構成について

・運用管理が容易であるとともに、システムの安定稼働を可能とするソフトウェア構成について

３　運用管理・保守

※　以下の点に留意して記載すること。

・システムの運用管理体制について

・災害等緊急時における業務履行体制について

・パッケージの品質管理フロー（バージョンアップ・カスタマイズ・パッチ適用）について

・パッケージの機能強化実績と考え方、頻度について

４　障害発生時対応及びSLA

※　以下の点に留意して記載すること。

・障害発生時の復旧体制について

・システム障害発生の検知から原因の分析、対応完了までのフロー及び復旧までに要する時間について

・重要障害発生時補償等、SLAについての提案を「（様式２１別紙）」に記載すること。

なお、重要障害とはシステムに起因する以下のものとする（委託者の責めに帰すべき事由による場合を除く）。

①オンラインが１時間以上停止した場合

②本システムを用いた処理（照会・登録・修正など）を正確に処理できないなどの事象や、システムに起因するその他の事象により、市民や外部機関に損害を及ぼした場合（職員が障害を未然に発見した場合で、かつ発見しなければ明らかに市民や外部機関に影響を及ぼした場合を含む）

５　情報セキュリティに対する方針

※　以下の点に留意して記載すること。

・社内規定の有無と取り組み状況について

・データセンターのセキュリティについて

・サーバのセキュリティについて

・システムに施している技術的なセキュリティについて

・操作履歴のトレーサビリティについて

・情報漏洩や改ざんへの対策について

６　本市が指定した稼働期間を遅延した場合の方針

※　以下の点に留意して記載すること。

・稼働が遅延した場合の、稼働できるまでの対策、保証及び市への損害補償等について

７　その他の提案

* その他、入札者のシステムを本市が利用することによるメリットがあれば記載すること。特に、本市担当者の負担軽減、本市のコスト削減、市民サービス向上及び本市住民情報システムとの確実な連携の観点から、メリットがあれば積極的に記載すること。
* なお、本項目における提案内容は、Ａ４版で片面換算で用紙１０ページ以内にまとめること（その際、文字サイズは１２ポイント以上であることを基本とする）。